

# 鹿児島県事業継続緊急支援金 申請要領 (個人事業者向け)

令和3年3月8日

<問い合わせ先>

鹿児島県事業継続緊急支援金給付事業事務局  
コールセンター

(電話) 099-248-7334

(受付時間) 平日9:00~17:00

【鹿児島県事業継続緊急支援金申請要領（個人事業者向け）】追加・修正内容

ページ	追加・修正内容
1	<p><b>3 給付対象者</b>の(2)に，事業収入に関する説明を追記。</p>
3	<p><b>5 給付額及び算定方法</b>の「◆飲食店と直接取引がある事業者について」に，該当要件に関する説明を追記。</p>
6	<p><b>9 申請方法</b>に，書類送付に係る料金不足の注意喚起及び料金不足時の対応について追記。</p>
10	<p><b>15 季節性収入特例</b>の適用条件に，「対象3か月」及び「基準3か月」の具体的な期間の記載を追記。</p>
20	<p><b>申請書類について</b>の「(オ) 業種，営業形態等がわかる資料」に，拡充支援対象の事業者のみ提出が必要である旨を記載。</p>
27	<p><b>(オ) 業種，営業形態等がわかる資料</b>に，拡充支援対象の事業者のみ提出が必要である旨を記載。</p>
27～29	<p><b>【飲食店と直接取引がある事業者】</b>に，必要書類等に関する説明を追記。</p>
30	<p><b>(カ) 個人事業の開業・廃業等届出書又は個人事業税開業届の写し</b>に，一部事業者のみ提出が必要である旨を記載。</p>
32	<p><b>(キ) 収入等申立書</b>に，一部事業者のみ提出が必要である旨を記載。</p>

## 1 支援金の目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を受け、事業収入が大きく減少している県内事業者の事業継続を図るため、中小企業、その他法人等（以下「中小法人等」という。）及び個人事業者に対して、事業全般に広く使える支援金を給付します。

## 2 対象期間及び対象月

2020年12月から2021年2月までを「対象期間」とします。

対象期間において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、2019年又は2020年同月比で事業収入が相当減少した月のうち、任意に選択したひと月を「対象月」とします。

## 3 給付対象者

次の(1)から(3)までの全ての要件を満たすこととします。

一度給付を受けた個人事業者は、再度給付を申請することはできません。

(1) 申請日時点において、鹿児島県内に主たる事業所を有する又は納税地を鹿児島県内としている個人事業者であること。

※ 主たる事業所とは、所得税青色申告決算書及び白色申告に係る収支内訳書の「事業所所在地」欄に記載された事業所をいいます。

※ 納税地とは、確定申告書第一表の「住所」欄に記載された住所をいいます。

(2) 対象期間において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、2019年又は2020年同月比で事業収入が相当減少した月があること。

※ 事業収入は、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する「確定申告書第一表」における「収入金額等」の事業欄に記載される額と同様の考え方によるものとし、2019年及び2020年の年間事業収入は当該欄に記載されるものを用いることとします。

※ ただし、第8条第2号イに基づき市町村民税、特別区民税又は都道府県民税（以下「住民税」という。）の申告書類の控えを用いる場合には、2019年及び2020年の年間事業収入は市町村民税・道府県民税申告書の様式（5号の4）における「収入金額等」の事業欄に相当する箇所に記載されるものを用いることとします。

※ なお、課税特例措置により、当該金額と所得税青色申告決算書における「売上（収入）金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の金額が異なる場合には、「売上（収入）金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の金額を用いることができます。

(3) 2020年11月以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業継続する意思があること。

## 4 不給付要件

次の(1)から(5)のいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者
- (2) 宗教上の組織又は団体
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (4) 申請者、使用人その他の従業員又は構成員等が、鹿児島県暴力団排除条例第2条第1号から第4号に規定する暴力団等に該当する又は前述の暴力団等が、申請者の経営に事実上参画する者
- (5) (1)から(4)までに掲げる者のほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないとして事務局又は県が判断する者

## 5 給付額及び算定方法

### <給付額>

対象月の事業収入が2019年又は2020年同月と比べて  
70%以上減少した事業者は、上限額20万円

鹿児島県による感染拡大警報の発令に伴う営業時間短縮要請や感染拡大地域からの来県自粛要請、県民への往来自粛要請などにより、大きな影響を受けている次の事業者を対象として、支援金の拡充を行います。

- |   |                                |        |                  |         |
|---|--------------------------------|--------|------------------|---------|
| [ | ● 飲食業（営業時間短縮要請対象外の店舗を有する事業者のみ） |        |                  |         |
|   | ● タクシー                         | ● 運転代行 | ● 飲食店と直接取引がある事業者 |         |
|   | ● 宿泊業                          | ● 旅行業  | ● 貸切バス           | ● レンタカー |

### 【拡充の内容】

対象月の事業収入が2019年又は2020年同月と比べて  
70%以上減少した事業者は、上限額30万円  
50%以上70%未満減少した事業者は、上限額20万円  
※50%未満の事業者は、給付対象外になります。

## 支援金の給付額 早見表

	鹿児島市, 薩摩川内市, 霧島市, 鹿屋市, 奄美市	左以外の市町村
飲食店	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業収入 <b>70%</b>以上減少</li> <li>支援金額 上限 <b>20</b> 万円</li> <li>※営業時間が 21 時までの施設については、右記と同じ支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業収入 <b>70%</b>以上減少</li> <li>支援金額 上限 <b>30</b> 万円</li> <li>・ 事業収入 <b>50%</b>以上減少</li> <li>支援金額 上限 <b>20</b> 万円</li> </ul>
飲食店の直接取引先 タクシー, 運転代行 宿泊業, 旅行業 貸切バス, レンタカー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業収入 <b>70%</b>以上減少</li> <li>支援金額 上限 <b>30</b> 万円</li> <li>・ 事業収入 <b>50%</b>以上減少</li> <li>支援金額 上限 <b>20</b> 万円</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業収入 <b>70%</b>以上減少</li> <li>支援金額 上限 <b>20</b> 万円</li> </ul>	

◆ 「飲食店と直接取引がある事業者」について  
県内の飲食店と反復継続した直接取引がある事業者のことをいいます。  
(27～29ページを必ず確認してください。)

### ＜対象となり得る事業者の例＞

食品加工・製造事業者等	器具・備品事業者	サービス事業者
惣菜製造業者, 食肉処理・製品業者, 水産加工業者, 飲料加工事業者, 酒造業者, 飲食店に直接販売を行っている農業者・漁業者・小売(卸売)事業者 等	食器・調理器具・店舗の備品・消耗品を販売する事業者 等	接客サービス業者, 清掃事業者, 廃棄物処理業者 等

※ 「反復継続した直接取引」とは、2018年12月～2019年2月及び2019年12月～2020年2月のそれぞれの期間において、同一の飲食店と複数回の直接取引を行っていることをいいます。

※ 取引先の飲食店は、食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の営業許可を取得しているものが対象です。

### ◆ 「旅行業」について

旅行業法に基づく国又は県の登録を受けている、旅行業, 旅行業者代理業, 旅行サービス手配業の3種類の事業者を指します。(観光ガイドやお土産業などはこれに該当しません。)

※ 給付額については、審査の結果、申請額と異なる場合があります。

※ 詳細は、11ページから19ページまでの **算定方法について** をご確認ください。

＜算定方法＞

$$S = A - B \times 12$$

S：給付額

A：2019年又は2020年の年間事業収入

（対象月と比較した月が属する年の年間事業収入）

B：対象月の月間事業収入

（2019年又は2020年同月比で事業収入が相当減少した月）

※ Aは、対象月と比較して70%以上（拡充対象業種である場合は50%以上）の減少率となる月が属する年の年間事業収入になります。

（例：2021年1月と2019年1月を比べて70%以上減少した場合、Aは2019年の年間事業収入が入ります。）

## 6 留意事項

**以下のような鹿児島県事業継続緊急支援金の不正受給は犯罪です！！**

- ・ 事業実態なし
- ・ 売上の偽装
- ・ 感染症無関係
- ・ その他虚偽の申請

**国の持続化給付金では懲役判決の事例もあります。**

- (1) 給付要件に該当しない事実や不正等が判明した場合、支援金の不給付決定又は給付決定の取り消しを行います。給付後である場合、申請者は、支援金を返還するとともに、支援金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金（支援金の額に年率10.95%の割合で計算した額）を支払うこととなります。
- (2) 事務局や県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じる必要があります。
- (3) 申請内容に不正があった場合など、必要がある際には、支援金の給付を受けた事業者名などの情報を公表することに同意していただく必要があります。
- (4) この支援金は、今後、確定申告に含める必要がありますので、税務上の処理についてはご注意ください。

**※20ページから32ページまでの 申請書類について を  
必ず確認して、必要な書類を提出してください**

- (1) 申請書類送付状
- (2) 鹿児島県事業継続緊急支援金交付申請書兼請求書  
(様式 1-1 (基本型), 1-2 (新規開業特例①), 1-3 (新規開業特例②),  
1-4 (新規開業特例③), 1-5 (季節性収入特例) のいずれか)
- (3) 申請内容を証明する書類等 (証拠書類等)
- (7) 確定申告書類の写し  
※対象月と比較した月が属する年のもの  
＜青色申告を行っている場合＞  
・ 2019年又は2020年分の確定申告書第一表の控え  
・ 所得税青色申告決算書の控え  
(2枚組の書類となっているので、必ず2枚とも提出してください。)  
＜白色申告を行っている場合＞  
・ 2019年又は2020年分の確定申告書第一表の控え  
・ 収支内訳書の控え
- (イ) 対象期間の売上台帳等の写し
- (ウ) 本人確認書類の写し
- (エ) 振込先口座の通帳の写し (申請者本人名義)
- (オ) 業種、営業形態等がわかる資料  
(●飲食業 (営業時間短縮要請対象外の店舗を有する事業者のみ)  
●タクシー ●運転代行 ●飲食店と直接取引がある事業者  
●宿泊業 ●旅行業 ●貸切バス ●レンタカー のみ)  
※27～30ページを必ずご確認の上、必要な資料を提出してください。

(4) 誓約書 (様式 2)

※ 各種特例を利用される方は、別途書類が必要になる場合があります。各特例のページを必ずご参照ください。

※ その他、審査で必要な書類の提出を事務局から依頼することがあります。

## 8 申請書類の入手方法

鹿児島県のホームページからダウンロードすることができます。

[鹿児島県 事業継続緊急支援金](#) [検索](#)

以下の窓口等で書類を受け取ることができます。

- ・ 県庁（1F配架コーナー）、各地域振興局・支庁（離島事務所含む）
- ・ 各市町村
- ・ 県内各商工会議所・商工会
- ・ （公財）かごしま産業支援センター

## 9 申請方法

簡易書留又はレターパック

（感染拡大防止の観点から、書類の持参による申請は受け付けておりません。）

<宛先>

〒892-0825 鹿児島市大黒町1番3号  
ブラザー鹿児島ビル 3階-1

鹿児島県事業継続緊急支援金給付事業事務局 宛

- ※ 差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。
- ※ 料金不足が生じないように発送前に郵便局の窓口等でご確認ください。  
（料金不足の場合は、返送させていただきます。）

## 10 申請期間

令和3年2月26日（金）から同年3月31日（水）まで（※当日消印有効）

## 11 申請書類提出後の流れ

申請内容・証拠書類等を確認し、不明な点が発生した場合、申請書類に記載された連絡先へ連絡をさせていただきます。

申請内容に不備等が無ければ、交付確定通知書にて給付額を通知し、指定された振込先口座に振込を行います。

また、支援金を給付しない旨の決定をしたときは、書面により通知します。



## 12 新規開業特例①（2019年に開業した個人事業者への特例）

2019年1月から12月までに開業した個人事業者で、対象月を12月とした方は、以下の証拠書類等を提出することで、特例の算定方法の適用を選択することができます。

### <証拠書類等>

**7 申請書類**の「(2) 鹿児島県事業継続緊急支援金交付申請書兼請求書」を様式1-2で作成の上、(1)から(4)までの書類に、次の書類を添えて提出してください。

（新規開業を確認できる書類（①又は②））

- ① 個人事業の開業・廃業等届出書の控えの写し（30ページ参照）
- ② 個人事業税開業届の控えの写し（31ページ参照）

※ 開業日が2019年1月から12月までのものに限ります。

### <算定方法>

$$S = A \div M \times 12 - B \times 12$$

S：給付額

A：2019年の年間事業収入

M：2019年の開業後月数

（開業した月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす）

B：2020年12月の月間事業収入

## 13 新規開業特例②（2019年に開業した個人事業者への特例）

2019年1月から12月までに開業した個人事業者のうち2019年12月までに事業収入を得ておらず、2020年1月から11月の間に事業収入を得ている者で、対象期間のいずれかの月の収入が2020年の6月から11月までの月平均の事業収入（白色申告をした方など、確定申告書類で月ごとの事業収入が確認できない方は、2020年の1月から12月までの月平均の事業収入）より減少した方は、以下の証拠書類等を提出することで、特例の算定方法の適用を選択することができます。

### <証拠書類等>

**7 申請書類**の「(2) 鹿児島県事業継続緊急支援金交付申請書兼請求書」を様式1-3で作成の上、(1)から(4)までの書類に、次の書類を添えて提出してください。

（新規開業を確認できる書類（①又は②））

- ① 個人事業の開業・廃業等届出書の控えの写し（30ページ参照）
- ② 個人事業税開業届の控えの写し（31ページ参照）

※ 開業日が2019年1月から12月までのものに限りです。

2020年の確定申告が完了していない方は、同年分に係る収入状況について記載した収入等申立書（様式5-1）を提出してください。

また、白色申告をした方など、確定申告書類で月ごとの事業収入が確認できない方も、2020年分に係る収入状況について記載した収入等申立書（様式5-1）を提出することで、2020年の6月から11月までの月平均の事業収入と比較することができます。

### <算定方法>

$$S=A \div M \times 12 - B \times 12$$

S：給付額

A：2020年の6月から11月までの事業収入の合計  
（白色申告等の方は、2020年の年間事業収入）

M：6

（白色申告等の方は12）

B：対象月の月間事業収入

（2020年の6月から11月までの月平均と比べて事業収入が減少した月）  
（白色申告等の方は、2020年の月平均と比べて事業収入が減少した月）

## 14 新規開業特例③（2020年に開業した個人事業者への特例）

2020年1月から11月までに開業した個人事業者で、対象期間のいずれかの月の収入が2020年の6月から11月まで（2020年の7月から11月までに開業した個人事業者は開業月から11月まで）の月平均の事業収入（創業等後平均収入）より減少した方は、以下の証拠書類等を提出することで、特例の算定方法の適用を選択することができます。

ただし、白色申告をした方など、確定申告書類で月ごとの事業収入が確認できない方は、創業等後平均収入が2020年の開業月から12月までの月平均の事業収入となります。

### <証拠書類等>

**7 申請書類**の「(2) 鹿児島県事業継続緊急支援金交付申請書兼請求書」を様式1-4で作成の上、「7 申請書類」の(1)から(4)までの書類に、次の書類を添えて提出してください。

（新規開業を確認できる書類（①又は②））

- ① 個人事業の開業・廃業等届出書の控えの写し（30ページ参照）
- ② 個人事業税開業届の控えの写し（31ページ参照）

※ 開業日が2020年1月から11月までのものに限りです。

2020年の確定申告が完了していない方は、同年分に係る収入状況について記載した収入等申立書（様式5-1）を提出してください。

また、白色申告をした方など、確定申告書類で月ごとの事業収入が確認できない方も、2020年分に係る収入状況について記載した収入等申立書（様式5-1）を提出することで、創業等後平均収入を2020年の6月から11月まで（2020年の7月から11月までに開業した個人事業者は開業月から11月まで）の月平均の事業収入とすることができます。

### <算定方法>

$$S = A \div M \times 12 - B \times 12$$

S：給付額

A：2020年の6月から11月までの事業収入の合計  
（白色申告等の方は、2020年の年間事業収入）

M：6

（2020年の7月から11月までに開業した個人事業者は開業月から11月までの開業月数）

（白色申告等の方は、開業月から2020年12月までの開業月数）  
（開業月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす）

B：対象月の月間事業収入

（創業等後平均収入と比べて事業収入が減少した月）

## 15 季節性収入特例（月当たりの収入変動が大きい個人事業者への特例）

収入に季節性があるなど月当たりの変動が大きい場合、以下の証拠書類等を提出することで、特例の算定方法の適用を選択することができます。

※ 所得税青色申告決算書を提出しており、月次の事業収入が記載されている場合のみ、この特例を選択することができます。

＜適用条件＞ ※①・②の両方を満たす必要があります。

① 対象3か月（2020年12月，2021年1月，2021年2月）の事業収入の合計が、基準3か月（2019年12月，2020年1月，2020年2月）の事業収入の合計と比べて相当減少していること。

② 基準3か月の事業収入の合計が、2019年の年間事業収入の50%以上を占めること。

＜証拠書類等＞

**7 申請書類**の「(2) 鹿児島県事業継続緊急支援金交付申請書兼請求書」を様式1-5で作成の上、(1)から(4)までの書類を提出してください。

なお、「(3) 申請内容を証明する書類等」の「(7) 確定申告書類の写し」は、基準3か月が複数年にまたがる場合は、当該年分全てを提出してください。

＜算定方法＞

$$S=A-B$$

S：給付額

A：基準3か月の事業収入の合計

B：対象3か月の事業収入の合計

# 算定方法について

## <基本型>

(青色申告の場合)

例) 始良市の飲食店 12月を対象月とした場合

2019年の年間事業収入：500万円…(A)

2019年12月の月間事業収入：40万円

2020年12月の月間事業収入：2万円…(B)

2019年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
	50	30	20	60	30	30	40	50	50	50	50	40	500
2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
	40	30	20	10	10	30	20	30	38	40	30	2	300

### (1) 減少率

$(40万円 - 2万円) \div 40万円 \times 100 = 95\%$  …給付対象

始良市に所在する飲食店で、2019年同月比で事業収入が70%以上減少している  
ので、給付額の上限は30万円となります。 【拡充支援対象】

### (2) 給付額

$$S = A - B \times 12$$

S : 給付額

A : 2019年又は2020年の年間事業収入

B : 対象月の月間事業収入

(2019年又は2020年同月比で事業収入が相当減少した月)

※上限額：30万円

$$476万円 = (A) 500万円 - (B) 2万円 \times 12$$

$$476万円 > 30万円 \text{ (上限額)}$$

(S) 給付額30万円

例) 小売店 12月を対象月とした場合

2019年の年間事業収入：500万円…(A)

2019年12月の月間事業収入：40万円

2020年12月の月間事業収入：2万円…(B)

2019年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
	50	30	20	60	30	30	40	50	50	50	50	40	500

  

2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
	40	30	20	10	10	30	20	30	38	40	30	2	300

(1) 減少率

$(40万円 - 2万円) \div 40万円 \times 100 = 95\%$  …給付対象

小売店で、2019年同月比で事業収入が70%以上減少しているため、給付額の上限は20万円となります。

(2) 給付額

$$S = A - B \times 12$$

S：給付額

A：2019年又は2020年の年間事業収入

B：対象月の月間事業収入

(2019年又は2020年同月比で事業収入が相当減少した月)

※上限額：20万円

$$476万円 = (A) 500万円 - (B) 2万円 \times 12$$

476万円 > 20万円 (上限額)

(S) 給付額20万円

※ ただし、青色申告を行っている者であって、

- ① 所得税青色申告決算書を提出しない者
- ② 所得税青色申告決算書に月間事業収入の記載がない者
- ③ 相当の事由により当該書類を提出できない者

は、次の白色申告を行っている者等と同様に、2019年又は2020年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとします。

ただし、提出する確定申告書類と同年分に係る収入状況について記載した収入等申立書(様式5-1)を提出することで、2019年又は2020年の月平均の事業収入ではなく、2019年又は2020年同月の月間事業収入と比較することができます。

(白色申告の場合)

例) 鹿児島市の飲食店 (通常22時まで営業) 1月を対象月とした場合

2020年の年間事業収入 : 480万円…(A)

2020年の月平均の事業収入 : 480万円/12=40万円

2021年1月の月間事業収入 : 2万円…(B)

2020年	合計											
	480											
2020年の月平均事業収入 →480万円÷12=40万円												
2021年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	2	10										

(1) 減少率

$(40万円 - 2万円) \div 40万円 \times 100 = 95\%$  …給付対象

鹿児島市に所在する飲食店 (通常22時まで営業) で、2020年の月平均と比べて事業収入が70%以上減少しているため、給付額の上限は20万円となります。

(2) 給付額

$$S = A - B \times 12$$

S : 給付額

A : 2019年又は2020年の年間事業収入

B : 対象月の月間事業収入

(2019年又は2020年同月比で事業収入が相当減少した月)

※上限額 : 20万円

$$456万円 = (A) 480万円 - (B) 2万円 \times 12$$

$$456万円 > 20万円 \text{ (上限額)}$$

(S) 給付額20万円

なお、提出する確定申告書類と同年分に係る収入状況について記載した収入等申立書 (様式5-1) を提出することで、2019年又は2020年の月平均の事業収入ではなく、2019年又は2020年同月の月間事業収入と比較することができます。

## <新規開業特例①（2019年に開業した個人事業者への特例）>

例) タクシー業者 2019年10月に開業, 2020年12月を対象月とした場合

2019年の年間事業収入 : 120万円・・・(A)

開業から2019年12月までの月数 : 3・・・(M)

2019年12月の月間事業収入 : 50万円

2020年12月の月間事業収入 : 5万円・・・(B)

2019年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
										30	40	50	120

  

2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
	40	30	20	10	10	30	20	30	38	40	30	5	303

### (1) 減少率

$(50万円 - 5万円) \div 50万円 \times 100 = 90\%$  ……給付対象

タクシー業者で, 2019年同月比で事業収入が70%以上減少しているので, 給付額の上限は30万円となります。 【拡充支援対象】

### (2) 給付額

$$S = A \div M \times 12 - B \times 12$$

S : 給付額

A : 2019年の年間事業収入

M : 2019年の開業後月数

(開業した月は, 操業日数にかかわらず, 1か月とみなす)

B : 2020年12月の月間事業収入

※上限額 : 30万円

$$420万円 = (A) 120万円 \div (M) 3 \times 12 - (B) 5万円 \times 12$$

$$420万円 > 30万円 \text{ (上限額)}$$

(S) 給付額30万円



## <新規開業特例②（2019年に開業した個人事業者への特例）>

（青色申告の場合）

例) 小売店 2019年11月に開業届を提出したが、12月まで事業収入なし。

2021年1月を対象月とした場合

2020年の6月から11月までの事業収入の合計：300万円…(A)

2020年の6月から11月までの月平均の事業収入：300万円/6=50万円

2021年1月の月間事業収入：10万円…(B)

2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
				10	0	10	20	60	60	70	80	50	360

2020年6月から11月までの事業収入の合計

→ 10万円+20万円+60万円+60万円+70万円+80万円=300万円

2020年の月平均事業収入

→ 300万円÷6=50万円

2021年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	10	20										

(1) 減少率

$(50万円 - 10万円) \div 50万円 \times 100 = 80\%$  …給付対象

小売店で、2020年の月平均と比べて事業収入が70%以上減少しているため、給付額の上限は20万円となります。

(2) 給付額

$$S = A \div M \times 12 - B \times 12$$

S：給付額

A：2020年の6月から11月までの事業収入の合計

M：6

B：対象月の月間事業収入

(2020年の6月から11月までの月平均と比べて事業収入が減少した月)

※上限額：20万円

480万円 = (A) 300万円 ÷ (M) 6月 × 12 - (B) 10万円 × 12

480万円 > 20万円 (上限額)

(S) 給付額20万円

(白色申告の場合)

例) 小売店 2019年8月に開業届を提出したが、12月まで事業収入なし。

2021年1月を対象月とした場合

2020年の年間事業収入：300万円…(A)

2020年の月平均の事業収入：300万円/12=25万円

2021年1月の月間事業収入：5万円…(B)

2020年	合計											
	300											
2020年の月平均事業収入 →300万円÷12=25万円												
2021年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	5	10										

(1) 減少率

$(25万円 - 5万円) \div 25万円 \times 100 = 80\%$  …給付対象

小売店で、2020年の月平均と比べて事業収入が70%以上減少しているので、給付額の上限は20万円となります。

(2) 給付額

$$S = A \div M \times 12 - B \times 12$$

S：給付額

A：2020年の6月から11月までの事業収入の合計  
(白色申告等の方は2020年の年間事業収入)

M：6

(ただし、白色申告等の方は12)

B：対象月の月間事業収入

(2020年の6月から11月までの月平均と比べて事業収入が減少した月)  
(白色申告等の方は2020年の月平均と比べて事業収入が減少した月)

※上限額：20万円

$$240万円 = (A) 300万円 \div (M) 12月 \times 12 - (B) 5万円 \times 12$$

240万円 > 20万円 (上限額)

(S) 給付額20万円

## <新規開業特例③（2020年に開業した個人事業者への特例）>

（青色申告の場合）

例) 旅行者 2020年8月に開業。2021年1月を対象月とした場合

2020年の6月から11月までの事業収入の合計：400万円…(A)

開業から2020年11月までの月数：4

2020年の6月から11月までの月平均の事業収入：400万円/4=100万円

2021年1月の月間事業収入：10万円…(B)

2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
								80	120	100	100	50	450

開業月から2020年11月までの事業収入の合計

→ 80万円+120万円+100万円+100万円=400万円

2020年の月平均事業収入

→ 400万円÷4=100万円

2021年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	10	20										

(1) 減少率

$(100万円 - 10万円) \div 100万円 \times 100 = 90\%$  …給付対象

旅行者で、2020年の創業等後平均収入と比べて事業収入が70%以上減少しているため、給付額の上限は30万円となります。 【拡充支援対象】

(2) 給付額

$$S = A \div M \times 12 - B \times 12$$

S：給付額

A：2020年の6月から11月までの事業収入の合計

M：6

（ただし、2020年の7月から11月までに開業した個人事業者は開業月から11月までの開業月数）

（開業月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす）

B：対象月の月間事業収入

（創業等後平均収入と比べて事業収入が減少した月）

※上限額：30万円

$$1,080万円 = (A) 400万円 \div (M) 4月 \times 12 - (B) 10万円 \times 12$$

$$1,080万円 > 30万円 \text{ (上限額)}$$

(S) 給付額30万円

(白色申告の場合)

例) 旅行者 2020年3月に開業。2021年1月を対象月とした場合

2020年の3月から12月までの事業収入の合計：900万円…(A)

開業から2020年12月までの月数：10

2020年の月平均の事業収入：900万円/10=90万円

2021年1月の月間事業収入：10万円…(B)

2020年	合計											
	900											
2020年の月平均事業収入 →900万円÷10=90万円												
2021年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	10	20										

(1) 減少率

$(90万円 - 10万円) \div 90万円 \times 100 = 88.8\%$  …給付対象

旅行者で、2020年の創業等後平均収入と比べて事業収入が70%以上減少しているため、給付額の上限は30万円となります。 【拡充支援対象】

(2) 給付額

$$S = A \div M \times 12 - B \times 12$$

S：給付額

A：2020年の年間事業収入の合計

M：開業月から2020年12月までの開業月数

(開業月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす)

B：対象月の月間事業収入

(創業等後平均収入と比べて事業収入が減少した月)

※上限額：30万円

$$960万円 = (A) 900万円 \div (M) 10月 \times 12 - (B) 10万円 \times 12$$

960万円 > 30万円 (上限額)

(S) 給付額30万円

## <季節性収入特例>

例) 食品加工業者（飲食店と直接取引あり）

2019年12月から2020年2月までの事業収入合計：500万円・・・(A)

2020年12月から2021年2月までの事業収入合計：90万円・・・(B)

2019年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
	180	190	5	5	5	5	5	5	5	5	20	150	580

2019年12月～2020年2月の事業収入の合計 150万円+170万円+180万円=500万円

2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
	170	180	2	3	0	0	0	2	0	3	5	20	385

2020年12月～2021年2月の事業収入の合計 20万円+30万円+40万円=90万円

2021年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	30	40										

(1) 減少率

$$(500万円 - 90万円) \div 500万円 \times 100 = 82\% \quad \dots \text{給付対象}$$

飲食店と直接取引がある食品加工業者で、前年同期間比で事業収入が70%以上減少しているため、給付額の上限は30万円となります。 【拡充支援対象】

(2) 2019年12月～2020年2月の事業収入合計が2019年の年間事業収入に占める割合  
 $500万円 \div 580万円 \times 100 = 86.2\% \quad \dots \text{特例適用対象}$

(3) 給付額

$$S = A - B$$

S：給付額

A：2019年12月，2020年1月及び2月の事業収入の合計

B：2020年12月，2021年1月及び2月の事業収入の合計

※上限額：30万円

$$410万円 = (A) 500万円 - (B) 90万円$$

$$410万円 > 30万円 \text{ (上限額)}$$

(S) 給付額30万円

## 申請書類について

### (1) 申請書類送付状

※ 書類が添付されているか、記載内容に誤りや漏れがないか、ご確認の上、  
□にチェック✓を入れて、申請書の先頭に来るように並べてください。

### (2) 鹿児島県事業継続緊急支援金交付申請書兼請求書

(様式 1-1 (基本型), 1-2 (新規開業特例①),  
1-3 (新規開業特例②), 1-4 (新規開業特例③),  
1-5 (季節性収入特例) のいずれか)

※ 押印箇所に必ず押印してください。(シャチハタ不可)

※ 日付は、実際に記入した日付を記入してください。

※ 手書きをされる方は、必ずボールペンで記入してください。

### (3) 申請内容を証明する書類等 (証拠書類等)

**※次ページ以降を必ず確認して、必要な書類を提出してください**

#### (ア) 確定申告書類の写し

※対象月と比較した月が属する年のもの

<青色申告を行っている場合>

- ・ 2019年又は2020年分の確定申告書第一表の控え
- ・ 所得税青色申告決算書の控え

(2枚組の書類となっているので、必ず2枚とも提出してください。)

<白色申告を行っている場合>

- ・ 2019年又は2020年分の確定申告書第一表の控え
- ・ 収支内訳書の控え

#### (イ) 対象期間の売上台帳等の写し

#### (ロ) 本人確認書類の写し

#### (ハ) 振込先口座の通帳の写し (申請者本人名義)

#### (ニ) 業種、営業形態等がわかる資料 (拡充支援の対象となる事業者のみ)

※ 各種特例を利用される方は、別途書類が必要になる場合があります。各特例のページを必ずご参照ください。

※ その他、必要な書類の提出を事務局から依頼することがあります。

### (4) 誓約書 (様式 2)

※ 押印箇所に必ず押印してください。(シャチハタ不可)

※ 申請書兼請求書で押印した印と同じものを押印してください。

※ 日付は、実際に記入した日付を記入してください。

※ 手書きをされる方は、必ずボールペンで記入してください。

**(7) 確定申告書類の写し**

確定申告書第一表の控えには收受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること、e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付することが必要です。

〈青色申告を行っている場合〉

【確定申告書類 青色申告 3枚】

- ・ 確定申告書第一表の控えの写し（1枚）
- ・ 所得税青色申告決算書の控えの写し（2枚）
  - 2019年又は2020年分（対象月と比較した月が属する年）を提出してください
  - ※ 少なくとも、確定申告書第一表の控えには收受日付印が押印（受付日時が印字）されていること。

■ 確定申告書第一表（1枚）

# ■ 所得税青色申告決算書（2枚）



FA0203

## 令和〇〇年分所得税青色申告決算書（一般用）

住所	フリガナ氏名	①	依頼事務所所在地
事業所所在地	電話番号	(白) (宅)	氏名(名称)
業種名	短号	加入団体名	電話番号

令和〇〇年〇月〇日 損益計算書 (自〇〇月〇〇日 至 〇〇月〇〇日)

提出用	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
提出用 (令和元年分以降用)	売上(収入)金額 (雑収入を含む)	①	消耗品費	⑦	貸倒引当金	⑭
	期首商品(製品)の 価 値	②	減価償却費	⑧	各種引当金	⑮
	売上戻り仕入金額 (返品等)	③	福利厚生費	⑨	計	⑯
	小 計 (②+③)	④	給料賃金	⑩	専従者給与	⑰
	期末商品(製品)の 価 値	⑤	外注工賃	⑪	貸倒引当金	⑱
	差引原価 (⑤-④)	⑥	利子割引料	⑫	計	⑲
	差引金額 (①-⑥)	⑦	地代家賃	⑬	所得金額	⑳
	租 税 公 課	⑧	貸 倒 金	⑭	青色申告特別控除率の所得金額 (⑳-㉑)	㉒
	荷 造 運 賃	⑨		⑮	青色申告特別控除額	㉓
	水 道 光 熱 費	⑩		⑯	所 得 金 額 (㉒-㉓)	㉔
旅 費 交 通 費	⑪		⑰			
通 信 費	⑫		⑱			
広 告 宣 伝 費	⑬		⑳			
接 待 交 際 費	⑭		㉑			
損 害 保 険 料	⑮		㉒			
修 繕 費	⑯		㉓			
			差引金額 (⑰-⑱)	㉔		

●青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。  
●下の欄には、書かないでください。

## 令和〇〇年分

FA0208

提出用	氏名	〒	〇〇〇〇
-----	----	---	------

○月別売上(収入)金額及び仕入金額

月	売上(収入)金額	仕入金額
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
家事消費等 雑収入		
計		
うち軽減 税率対象	うち	うち

○給料賃金の内訳

氏名	年齢	従事月数	支 給	支 給 額	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
	歳	月	給 料 賃 金	賞 与	合 計
			円	円	円
その他(人分)					
計			延べ従事月数		

○専従者給与の内訳

氏名	続柄	年齢	従事月数	支 給	支 給 額	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
		歳	月	給 料 賃 金	賞 与	合 計
				円	円	円
計						

○貸倒引当金繰入額の計算 (この計算に当たっては、「決算の手引き」の「貸倒引当金」の項を読んでください。)

	金 額
個別評価による本年分繰入額 (※評価による貸倒引当金の繰入額は繰上り繰入額として処理する。)	①
一括評価による本年分繰入額 (※本年分繰入額に本年分繰入限度額を乗じた金額とする。)	②
本年分繰入限度額	③
本年分繰入額 (①+②)	④
本年分の貸倒引当金繰入額 (④+③)	⑤

○青色申告特別控除額の計算 (この計算に当たっては、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。)

	金 額
本年分の不動産所得の金額(青色申告特別控除を差し引く前の金額)	⑥
青色申告特別控除前の所得金額(1ページの「損益計算書」の⑤の金額を置いてください。)	⑦
85万円と⑦のいずれか少ない方の金額(※所得から差し引かれる青色申告特別控除額を受ける場合)	⑧
青色申告特別控除額(⑧×20%)	⑨
上記以外	⑩
10万円と⑩のいずれか少ない方の金額(※所得から差し引かれる青色申告特別控除額を受ける場合)	⑪
青色申告特別控除額(⑪×20%)	⑫

(注) 貸倒引当金、専従者給与や3ページの「特別」欄以外の特典を利用する人は、適宜の用紙にその明細を記載し、この決算書に添付してください。



〈白色申告を行っている場合〉

【確定申告書類 白色申告 2枚】

- ・ 確定申告書第一表の控えの写し（1枚）
- ・ 収支内訳書の控えの写し（1枚）

→2019年又は2020年分（対象月と比較した月が属する年）を提出してください。

※ 少なくとも、確定申告書第一表の控えには収受日付印が押印（受付日時が印字）されていること。

■ 確定申告書第一表（1枚）

■ 収支内訳書（1枚）

## 〈e-Taxにより申告を行っている場合〉

受信通知（1枚）に、青色申告の場合は「確定申告書第一表（1枚）」及び「所得税青色申告決算書（2枚）」を、白色申告の場合は「確定申告書第一表（1枚）」及び「収支内訳書の控え（1枚）」を添えて提出してください。

【確定申告書類 e-Tax -青色申告（4枚）、白色申告（3枚）-】

### ■ 受信通知（1枚）

※ 確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものについては、「受信通知」の添付は不要とします。

※ 申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示された、申告等データが税務署に到達したことを確認できるメール詳細がわかるもの。

国税電子申告・納税システム (e-Tax) ログイン中

受付システム

### メール詳細

送信されたデータを受け付けました。  
なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

#### 申告等内容

提出先	[ ] 税務署	
利用者識別番号	[ ]	
氏名又は名称	[ ]	
受付番号	2020020200424-[ ]	
受付日時	2020/02/02 00:42:47	
年分	令和01年分	
種目	所得税及び復興特別所得税	
所得金額	[ ] 円	
第3期分の税額	納める税金	—
	還付される税金	[ ] 円
「所得金額」欄について	所得金額は、申告書第一表の所得金額欄の「合計」欄の金額を表示しています。	

送信されたデータは、「ダウンロード (XML形式)」ボタンよりダウンロードすることができます。  
個人番号欄に記載された個人番号は、表示されません。

ダウンロード (XML形式)

#### 送付書

添付書類を提出する場合は、送付書の内容を確認・印刷の上、送付書とともに添付書類をご送付ください。

送付書画面へ

#### 電子申請等証明書交付請求

申請等データの提出先税務署長に対して「電子申請等証明書」の交付を請求することができます。  
交付日付は申請データを提出した日付となります。  
なお、「送信された申請等データの内容」ボタンからは、申告等内容の「ダウンロード (XML形式)」ボタンと同じファイルがダウンロードできます。

交付請求画面へ

送信された申請等データの内容

国税電子申告・納税システム (e-Tax) の利用についてアンケートを実施しています。  
よろしければご協力ください。 [アンケートのページへ](#)

〈確定申告書類 收受日付印または受信通知のいずれも存在しない場合〉

收受日付印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字）又は「受信通知」のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2 所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を提出することで代替することができます。この場合、收受印等のない確定申告書第一表の控え、及び所得税青色申告決算書の控え（白色申告の場合は、収支内訳書の控え）を併せて提出することができます。

## ■ 納税証明書（その2 所得金額用）（1枚）

**納 税 証 明 書**  
(その2 所得金額用)

住 所 (納税地) 東京都〇〇区△△ □丁目X-X  
氏 名 (名 称) 〇〇 〇〇

書類として提出可能な直近年度分の所得金額

年度及び区分	納 付 すべき 税 額		納 付 済 額	未 納 税 額	法 定 納 税 期 限 等
	申 告 額	更 正・決 定 後 の 額			
平成△△年分	¥X, XXX, XXX	*****			
	以	下	余	白	

(備考)  
○ 証明書発行日現在の所得金額は上記の通りですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局（課税事務所）の調査による更正等により異動を生じる場合があります。

微管（証明） 第〇〇〇〇〇1号

平成〇〇年〇〇月〇〇日  
〇〇税務署長 〇〇 〇〇

署  
長  
印

### (イ) 対象期間の売上台帳等の写し

対象期間内の全ての月の事業収入額がわかる売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類を原則とします。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも認めます。

## (ウ) 本人確認書類の写し

本人確認書類は、下記のいずれかの写しを住所・氏名・生年月日・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。

- (1) 運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。）
- (2) 個人番号カード（オモテ面のみ）
- (3) 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
- (4) 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）

※ いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請書に記載する住所と同一のものに限ります。

なお、(1)から(4)を保有していない場合は、(5)又は(6)で代替することができるものとします。

- (5) 住民票の写し及びパスポートの両方※パスポートは顔写真の掲載されているページ
- (6) 住民票の写し及び各種健康保険証の両方

## (エ) 振込先口座の通帳の写し

申請者名義の口座の通帳の写しとします。

銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるよう通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方を添付してください。

電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を印刷して提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を印刷して提出してください。

画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、給付金のお支払いができませんので、ご注意ください。

申請者名義の口座がないなどやむを得ない事情により、屋号名義の口座を振込先とする場合は、屋号名義の口座の写しとともに、申請者と屋号の関係性がわかるもの（営業許可証の写し、個人事業の開業・廃業等届出書の控えの写し）も提出してください。

(ウ)本人確認書類の写し、(エ)振込先口座の通帳の写しは、鹿児島県事業継続緊急支援金添付書類台紙に貼付して、提出してください。

**(オ) 業種、営業形態等がわかる資料**

※ この資料は拡充支援の対象となる事業者のみ提出してください。

**【飲食業（営業時間短縮要請対象外の店舗を有する事業者のみ）】**

■ 食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の営業許可証の写し（1枚）

※ 2020年11月以前に発行されていること。（最近更新された場合は直近のもの）

■ 鹿児島県事業継続緊急支援金飲食店営業時間申出書（様式6）

鹿児島市，鹿屋市，薩摩川内市，霧島市，奄美市に営業時間短縮要請対象外の飲食店を有する事業者のみ提出してください。

※ 「鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金」を受給する飲食店の方が適用される給付対象要件は、「事業収入が70%以上減少した者」で、上限額は「20万円」となります。（拡充支援対象ではありません。）

営業時間を偽って、本支援金の拡充支援と時短要請協力金を重複して受給した場合、本支援金の給付決定を取り消し、返還していただきます。

（4ページ**6 留意事項**を参照）

**【飲食店と直接取引がある事業者】**

■ 飲食店との反復継続した直接取引を証明する帳簿書類の写し

2018年12月～2019年2月及び2019年12月～2020年2月のそれぞれの期間において、同一の飲食店と複数回の取引を行ったことがわかる資料を次の組み合わせで提出してください。

**【提出資料の組み合わせ】**

帳簿	書類
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 売上台帳</li><li>・ 総勘定元帳</li><li>・ 売掛帳</li><li>・ 通帳</li></ul> などのいずれか	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 請求書</li><li>・ 納品書</li><li>・ 領収書</li></ul> などのいずれか
※ 取引日，取引先名，金額が記載されていること。	※ 取引日，取引先名，取引内容，金額が記載されていること。 ※ 契約形態等により，複数回の取引を行っていない場合は，当該契約書等を併せて提出すること。

※ 同一の取引に係る帳簿と書類を1セットとし、2018年12月～2019年2月に行った取引と2019年12月～2020年2月に行った取引に係るものをそれぞれ2セットずつ（合計4セット）提出してください。

※ 各期間（2018年12月～2019年2月及び2019年12月～2020年2月）における、同一の飲食店との複数回の取引のうち、売上が大きな2つの取引に係る帳簿書類の写しを提出してください。

※ 契約形態等により、同一の飲食店と複数回の取引を行っていない場合でも、その事業の主たる取引となっていれば、飲食店と直接取引がある事業者として、拡充支援の対象となることがありますので、2018年12月～2019年2月及び2019年12月～2020年2月に行った飲食店との直接取引を示す帳簿と書類をそれぞれ提出してください。

＜「その事業の主たる取引」となっている例＞

- ・ 各期間における1回の取引額がいずれも2019年又は2020年の月平均の事業収入以上になっている
- ・ 各期間において、対象月と同じ月にいずれも複数の飲食店と直接取引があり、当該取引の合計額が、いずれもその月の事業収入の50%以上を占めている  
など

※ 帳簿書類の写しは、鹿児島県事業継続緊急支援金飲食店との直接取引申出書（様式7-1）の定められた箇所に貼り付けてください。

※ 取引先は、食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の営業許可を取得している県内の飲食店に限ります。

＜2019年以降に新規開業した事業者の特例＞

開業した時期に応じて、以下のとおり飲食店との反復継続した直接取引を証明する帳簿書類の写しを提出してください。

（2019年に開業した事業者）

2019年12月～2020年2月において、同一の飲食店と複数回の取引を行ったことがわかる資料。

（2020年1月～11月に開業した事業者）

2020年6月～11月において、同一の飲食店と複数回の取引を行ったことがわかる資料。

#### ■ 鹿児島県事業継続緊急支援金飲食店との直接取引申出書（様式7-1）

提出する帳簿書類で証明する取引を行った飲食店の法人名（個人の場合は屋号）、所在地、電話番号、食品衛生法上の営業許可番号を全て記入し、提出してください。

※ 取引先は、食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の営業許可を取得している県内の飲食店に限ります。

※ 営業許可番号は、県ホームページ（事業継続緊急支援金のページ）で確認することができます。

■ 鹿児島県事業継続緊急支援金貸借減免等確認書（様式7-2）

飲食店との取引内容が、土地や建物、機材、調理用具等の賃貸借・レンタルである事業者は、飲食店との直接取引申出書（様式7-1に帳簿書類を貼付したものの）に加え、賃貸借減免等確認書（様式7-2）を提出してください。

土地や建物、機材、調理用具等の賃貸借等については、取引先の飲食店に対し、2020年12月～2021年2月の賃料（一部期間でも可）を減免していること又は一時的な貸出停止が確認できる場合に限り、拡充支援の対象としますので、その場合は、賃貸借減免等確認書（様式7-2）とともに契約書の写し（貸主、借主、貸し付ける物件、期間が明示されている部分の写し）を提出してください。

※ 賃貸借等の場合であっても消費された財・サービスの数量によって料金が変わるものについては、減免・一時的な貸出停止を拡充支援の要件としないので、様式7-2の提出は不要です。

ただし、数量に応じて料金が変わること及び貸主と借主が明示してある契約書・取引条件書の写しを添付してください。

※ 土地や建物の賃貸借による収入を、確定申告書第一表の「収入金額等」の不動産欄に記載して確定申告している場合は対象外になります。（不動産収入を事業収入に含めることはできません。）

【タクシー、運転代行、宿泊業、旅行業、貸切バス、レンタカーの事業者】

■ 営業許可証等の写し

※ 2020年11月以前に発行されていること。（最近更新された場合は直近のもの）

<タクシー> 許可書の写し

※ 道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業の許可を取得したことを示すもの（運輸局が発行）

<運転代行> 認定証の写し

※ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく自動車運転代行業の認定を取得したことを示すもの（鹿児島県公安委員会が発行）

<宿泊業> 旅館業営業許可書の写し又は住宅宿泊事業法に係る届出番号を確認できる標識の写し

※ 旅館業営業許可書は、旅館業法に基づく宿泊業の許可を取得したことを示すもの（鹿児島県が発行）

<旅行業> 旅行業登録票の写し

※ 旅行業法に基づく旅行業の登録を受けたことを示すもの（観光庁又は鹿児島県が登録）

<貸切バス>

許可書の写し

※ 道路運送法に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の許可を取得したことを示すもの（運輸局が発行）

<レンタカー>

許可書の写し

※ 道路運送法に基づく自家用自動車有償貸渡し業の許可を取得したことを示すもの（運輸局が発行）

**(カ) 個人事業の開業・廃業等届出書又は個人事業税開業届の写し**

※ この資料は各種新規開業特例を利用する事業者のみ提出してください。

■ 個人事業の開業・廃業等届出書の写し

※ 收受印（受付印）が押印されていること。

1 0 4 0 個人事業の開業・廃業等届出書																						
納税地 ○住所地・○居住地・○事業所等(該当するものを選択してください) (〒 - - ) (TEL - - - )	上記以外の 住所地・ 事業所等 (〒 - - ) (TEL - - - )																					
氏名 生年 月 日 ○大正 年 月 日生 □昭和 年 月 日生 □平成 年 月 日生	個人番号 個人番号は12桁の数字です																					
職業 フリガナ 種 別																						
個人事業の開業等について次のとおり届けます。																						
届出の区分 (該当する文字を □で囲んでくだ さい)	開業(事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を記載します) 住所 氏名 事務所・事業所の(○新設・□増設・○移転・○廃止) 廃業(事由) (事業の引継ぎ(譲渡)による場合は、引き継いだ(譲渡した)先の住所・氏名を記載します) 住所 氏名																					
所得の種類 ○不動産所得・○山林所得・○事業(農業)所得(廃業の場合…○全部・○一部)																						
開業・廃業等日 開業や廃業、事務所・事業所の新増設等のあった日 平成 年 月 日																						
事業所等を 新増設、移転、 廃止した場合	新増設、移転後の所在地 (電話) 移転・廃止前の所在地																					
廃業の事由が法 人の設立に伴う ものである場合	設立法人名 代表者名 法人納税地 設立登記 平成 年 月 日																					
開業・廃業に伴 う届出書の提出 の有無	「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」 ○有・○無 消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」 ○有・○無																					
事業の概要 (できるだけ具体 的に記載します)																						
給与等の支払の 状況	<table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>従業員数</th> <th>給与の定め方</th> <th>税額の有無</th> <th>その他参考事項</th> </tr> <tr> <td>専従者</td> <td>人</td> <td></td> <td>○有・□無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従用人</td> <td></td> <td></td> <td>○有・□無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>○有・□無</td> <td></td> </tr> </table>	区 分	従業員数	給与の定め方	税額の有無	その他参考事項	専従者	人		○有・□無		従用人			○有・□無		計			○有・□無		
区 分	従業員数	給与の定め方	税額の有無	その他参考事項																		
専従者	人		○有・□無																			
従用人			○有・□無																			
計			○有・□無																			
源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の 提出の有無	○有・□無 給与支払を開始する年月日 平成 年 月 日																					
届出税理士 (TEL - - - )	<table border="1"> <tr> <th>整理番号</th> <th>届出税理士</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>番号確認</th> <th>身元確認</th> </tr> <tr> <td>01111111</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <input type="checkbox"/>済  <input type="checkbox"/>未済                 </td> </tr> <tr> <td>                     届出税理士                      受取印                      年 月 日                 </td> <td>                     確認者印                      個人番号カード/通知カード・運転免許証                      その他( )                 </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	整理番号	届出税理士	A	B	C	番号確認	身元確認	01111111						<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	届出税理士 受取印 年 月 日	確認者印 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他( )					
整理番号	届出税理士	A	B	C	番号確認	身元確認																
01111111						<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済																
届出税理士 受取印 年 月 日	確認者印 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他( )																					





## (※) 収入等申立書

2019年又は2020年1月から12月までの事業収入が記載されており、税理士による署名又は記名押印が必要です。

※ すでに確定申告が完了した方などは、こちらの書類は不要です。

2020年分の確定申告が完了していない方で2020年の事業収入と比較したい方や、白色申告をした方で対象月の減少率を2019年又は2020年の同月と比較したい方は使用してください。

## ■ 収入等申立書

様式5-1		
鹿児島県事業継続緊急支援金収入等申立書（個人事業者等向け）		
令和3年 月 日		
鹿児島県事業継続緊急支援金給付事業事務局 殿		
2019年又は2020年の事業収入の額について、以下に記載のある税理士の確認を受けた上で、下記のとおり申し立てます。		
記		
1. 申請者氏名等 (署名又は記名押印)		
Ⓜ		
(申請者住所)	(申請者電話番号)	
2. 2020年12月から2021年2月までのうち、対象とする月 対象月 ※ド롭ダウンリストから選択してください。		
3. 私（申請者）の以下の年の事業による売上（収入）金額は以下の通りです（単位：円）		
年	月	事業による売上(収入)金額
※ド롭ダウンリストから選択してください。 (2019年または2020年)	1	円
	2	円
	3	円
	4	円
	5	円
	6	円
	7	円
	8	円
	9	円
	10	円
	11	円
	12	円
※確定申告書類で事業収入を確認できない全ての月の事業収入を一の位まで記載して下さい。		
※確定申告書類で事業収入を確認できない月のうち、事業収入が存在しない月については「0」と記載してください。		
私（税理士）は、申請者が提供した情報に基づき、上記3.の内容を確認しました。		
(税理士の署名又は記名押印)	(事務所名称)	
(事務所住所)	(税理士登録番号)	

## 鹿児島県事業継続緊急支援金の 不正受給は犯罪です！！

国の持続化給付金では懲役判決の事例もあります。

- ・ 事業実態なし
- ・ 売上の偽装
- ・ 感染症無関係
- ・ その他虚偽の申請